

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6620456号
(P6620456)

(45) 発行日 令和1年12月18日(2019.12.18)

(24) 登録日 令和1年11月29日(2019.11.29)

(51) Int.Cl.

F 1

G08B 27/00	(2006.01)	G08B	27/00	A
A61B 5/00	(2006.01)	A61B	5/00	1 O 2 C
G01C 21/26	(2006.01)	G01C	21/26	P
G08B 25/04	(2006.01)	G08B	25/04	K
G08B 25/10	(2006.01)	G08B	25/10	D

請求項の数 12 (全 28 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号

特願2015-156784 (P2015-156784)

(22) 出願日

平成27年8月7日(2015.8.7)

(65) 公開番号

特開2017-37379 (P2017-37379A)

(43) 公開日

平成29年2月16日(2017.2.16)

審査請求日

平成30年7月23日(2018.7.23)

(73) 特許権者 000002369

セイコーエプソン株式会社

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

(74) 代理人 100116665

弁理士 渡辺 和昭

(74) 代理人 100194102

弁理士 磯部 光宏

(74) 代理人 100179475

弁理士 仲井 智至

(74) 代理人 100216253

弁理士 松岡 宏紀

(72) 発明者 宮澤 重義

長野県諏訪市大和3丁目3番5号 セイコーエプソン株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】情報処理システム、情報処理装置、ウェアラブル装置、及び、情報処理方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ユーザーが利用するウェアラブル装置、及び、前記ウェアラブル装置と通信可能な情報処理装置を備え、

前記ウェアラブル装置は、

表示部と、

前記ユーザーの身体に接触する生体接触部と、

前記生体接触部を介して検出された生体情報と予め入力される身体特徴情報とを含む前記ユーザーの身体情報を取得する身体情報取得部と、

前記ウェアラブル装置の位置を示す位置情報を取得する位置情報取得部と、

前記身体情報取得部により取得された前記身体情報と前記位置情報取得部が取得した前記位置情報とを含むユーザー情報を前記情報処理装置に送信するユーザー情報送信部と、を有し、

前記情報処理装置は、

前記ウェアラブル装置が送信する前記ユーザー情報を受信するユーザー情報受信部と、

前記ユーザー情報受信部により受信する前記ユーザー情報を基づき、前記ユーザーを所定の誘導場所に誘導するための誘導サービス情報を生成する誘導サービス情報生成部と、

前記誘導サービス情報生成部が前記ユーザー情報を基づいて生成する前記誘導サービス情報を前記ユーザー情報を送信した前記ウェアラブル装置に送信する誘導サービス情報送信部と、を有し、

10

20

前記ウェアラブル装置の前記表示部は、前記誘導サービス情報に含まれる避難経路に沿って前記ユーザーが進むべき方向を示す案内表示を表示すること、
を特徴とする情報処理システム。

【請求項 2】

前記誘導サービス情報は、前記ユーザーの前記身体情報に応じて、前記誘導場所が変更されるように構成されていること、

を特徴とする請求項 1 記載の情報処理システム。

【請求項 3】

ユーザーの身体に接触する生体接触部を有するウェアラブル装置と通信可能な情報処理装置であって、

前記ウェアラブル装置から、前記ウェアラブル装置の位置を示す位置情報、及び、前記生体接触部を介して検出された生体情報と予め入力される身体特徴情報とを含む前記ユーザーの身体情報を含むユーザー情報を受信するユーザー情報受信部と、

前記ユーザー情報受信部により受信する前記ユーザー情報に基づき、前記ユーザーを所定の誘導場所に誘導するための誘導サービス情報を生成する誘導サービス情報生成部と、

前記誘導サービス情報生成部が前記ユーザー情報を基づいて生成する前記誘導サービス情報を前記ユーザー情報を送信した前記ウェアラブル装置に送信する誘導サービス情報送信部と、

を備えることを特徴とする情報処理装置。

【請求項 4】

前記ウェアラブル装置を他の前記ウェアラブル装置に関連付けるウェアラブル装置関連情報を有し、

前記誘導サービス情報生成部は、前記ウェアラブル装置に対応する前記誘導サービス情報に、前記ウェアラブル装置関連情報により前記ウェアラブル装置に関連付けられる前記他のウェアラブル装置に関する情報を含めること、

を特徴とする請求項 3 記載の情報処理装置。

【請求項 5】

前記誘導サービス情報生成部は、前記ユーザー情報受信部により前記ウェアラブル装置から受信する前記ユーザー情報に基づいて、前記他のウェアラブル装置に対応する前記誘導サービス情報を生成すること、

を特徴とする請求項 4 記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記誘導サービス情報生成部は、前記情報処理装置用に定められた形態の位置情報を含む前記誘導サービス情報を生成すること、

を特徴とする請求項 3 から 5 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記誘導サービス情報送信部は、前記ウェアラブル装置に送信する前記誘導サービス情報を、予め指定される他の送信先に送信すること、

を特徴とする請求項 3 から 6 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

情報処理装置と通信可能に接続されるウェアラブル装置であって、
表示部と、

ユーザーの身体に接触する生体接触部と、

予め入力された前記ユーザーの身体に関する身体特徴情報を記憶する端末記憶部と、

前記生体接触部を介して検出された生体情報と前記身体特徴情報とを含む前記ユーザーの身体情報を取得する身体情報取得部と、

前記ウェアラブル装置の位置を示す位置情報を取得する位置情報取得部と、

前記身体情報取得部により取得された前記身体情報と前記位置情報取得部が取得した前記位置情報を含むユーザー情報を前記情報処理装置に送信するユーザー情報送信部と、

前記ユーザー情報送信部により送信する前記ユーザー情報に対応して、前記情報処理裝

10

20

30

40

50

置から送信される、前記ユーザー情報に基づいて生成される前記ユーザーを所定の誘導場所に誘導するための誘導サービス情報を受信する誘導サービス情報受信部と、を備え、

前記生体接触部が前記ユーザーの身体と接触した状態で前記身体情報及び前記位置情報を取得し、

前記表示部は、前記誘導サービス情報に含まれる避難経路に沿って前記ユーザーが進むべき方向を示す案内表示を表示すること、

を特徴とするウェアラブル装置。

【請求項 9】

前記位置情報取得部は、前記ウェアラブル装置の位置を検出し、検出した位置を示す位置情報を生成すること、

を特徴とする請求項 8 に記載のウェアラブル装置。

【請求項 10】

電力を発生する発電部、及び、前記発電部で発生する電力を少なくとも前記ユーザー情報送信部及び前記誘導サービス情報受信部に供給する電力供給部を備えること、

を特徴とする請求項 8 または 9 に記載のウェアラブル装置。

【請求項 11】

前記ウェアラブル装置の動きを検出する動き検出部を備え、

前記ユーザー情報送信部は、前記動き検出部の検出結果を前記情報処理装置に送信すること、

を特徴とする請求項 8 から 10 のいずれか 1 項に記載のウェアラブル装置。

【請求項 12】

ユーザーの身体に接触する生体接触部を有するウェアラブル装置、及び、前記ウェアラブル装置と通信可能な情報処理装置を用いる情報処理方法であって、

前記ウェアラブル装置により、

前記生体接触部を介して検出された生体情報と予め入力される身体特徴情報を含む前記ユーザーの身体情報を取得し、

前記ウェアラブル装置の位置を示す位置情報を取得し、

前記身体情報と前記位置情報を含むユーザー情報を前記情報処理装置に送信し、

前記情報処理装置により、

前記ウェアラブル装置が送信する前記ユーザー情報を受信し、

前記ユーザー情報に基づき、前記ユーザーを所定の誘導場所に誘導するための誘導サービス情報を生成し、

前記誘導サービス情報を前記ユーザー情報を送信した前記ウェアラブル装置に送信し、

前記ウェアラブル装置により、前記誘導サービス情報に含まれる避難経路に沿って前記ユーザーが進むべき方向を示す案内表示を表示すること、

を特徴とする情報処理方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理システム、情報処理装置、端末装置、及び、情報処理方法に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、災害発生時、携帯端末利用者が所有する携帯端末への入力により、携帯端末利用者の安否を判定し、救援機関にメッセージを送信するシステムが知られている（例えば、特許文献 1 参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開 2015 - 84167 号公報

10

20

30

40

50

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

特許文献1記載のシステムは、利用者の身体情報を取得していないので、利用者毎の最適な情報を提供することができない。

【0005】

本発明は、上述した事情に鑑みてなされたものであり、利用者の身体情報を取得し、利用者毎の最適な情報を提供し、効率よく利用者を支援できる情報処理システム、情報処理装置、端末装置、及び、情報処理方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

10

【0006】

上記目的を達成するために、本発明の情報処理システムは、ユーザーが利用する端末装置、及び、前記端末装置と通信可能な情報処理装置を備え、前記端末装置は、前記ユーザーの身体情報を取得する身体情報取得部と、前記端末装置の位置を示す位置情報を取得する位置情報取得部と、前記身体情報取得部により取得された身体情報と前記位置情報取得部が取得した位置情報を含むユーザー情報を前記情報処理装置に送信するユーザー情報送信部と、を有し、前記情報処理装置は、前記端末装置が送信する前記ユーザー情報を受信するユーザー情報受信部と、前記ユーザー情報を前記ユーザー情報受信部により受信する前記ユーザー情報を基づき、前記ユーザーに提供する誘導サービス情報を生成する誘導サービス情報生成部と、前記誘導サービス情報生成部が生成する前記誘導サービス情報を前記端末装置に送信する誘導サービス情報送信部と、を有すること、を特徴とする。

20

本発明によれば、ユーザーの端末装置に対して、端末装置の位置、及び、ユーザーの身体情報を加味して生成される誘導サービス情報を送信できる。これにより、ユーザーに対して適切な誘導サービス情報を提供でき、多数のユーザーに対しても速やかに、効率よく支援できるという利点がある。例えば、災害発生時など避難や救難が必要とされる場合に、ユーザーを避難場所等に案内し誘導する誘導サービス情報を、提供できる。

【0007】

また、本発明は、上記情報処理システムにおいて、前記誘導サービス情報は、前記ユーザーを所定の誘導場所に誘導するための情報であり、前記ユーザーの前記身体情報に応じて、前記誘導場所が変更されるように構成されていること、を特徴とする。

30

本発明によれば、誘導サービス情報により、ユーザーを、例えば、災害発生時の避難場所等、誘導場所に誘導することができる。誘導サービス情報は、誘導場所をユーザーの身体情報に応じて変更される構成であるため、ユーザーの身体情報に対応して適切な誘導を行うことができる。

【0008】

また、本発明は、上記情報処理システムにおいて、前記端末装置は、前記ユーザーの身体に接触する生体接触部を備え、前記身体情報取得部は、前記生体接触部を介して生体情報を検出し、検出した前記生体情報を前記身体情報として取得し、前記情報処理装置が有する前記誘導サービス情報生成部は、前記ユーザー情報を前記ユーザー情報受信部により受信する前記ユーザー情報を含まれる前記身体情報に基づき前記誘導サービス情報を生成すること、を特徴とする。

40

本発明によれば、ユーザーの生体情報を端末装置から情報処理装置に送信され、生体情報に基づき誘導サービス情報が生成される。このため、ユーザーの身体の状態を反映した誘導サービス情報を、ユーザーに提供できる。また、端末装置のユーザーの身体の状態に関する情報を、情報処理装置で収集することができ、例えば災害発時における人的被害の規模や状況の把握に有用な情報を得ることができる。

【0009】

また、上記目的を達成するために、本発明は、ユーザーが利用する端末装置と通信可能な情報処理装置であって、前記端末装置から、前記端末装置の位置を示す位置情報、及び、前記ユーザーの身体情報を含むユーザー情報を受信するユーザー情報受信部と、前記ユ

50

ーザー情報受信部により受信する前記ユーザー情報に基づき、前記ユーザーに提供する誘導サービス情報を生成する誘導サービス情報生成部と、前記誘導サービス情報生成部が生成する前記誘導サービス情報を前記端末装置に送信する誘導サービス情報送信部と、を備えることを特徴とする。

本発明によれば、ユーザーの端末装置に対して、端末装置の位置、及び、ユーザーの身体情報を加味して生成される誘導サービス情報を送信できる。これにより、ユーザーに対して適切な誘導サービス情報を提供でき、多数のユーザーに対しても速やかに、効率よく支援できるという利点がある。例えば、災害発生時など避難や救難が必要とされる場合に、ユーザーを避難場所等に案内し誘導する誘導サービス情報を、提供できる。

【0010】

10

また、本発明は、上記情報処理装置において、前記端末装置を他の前記端末装置に関連付ける端末装置関連情報を有し、前記誘導サービス情報生成部は、前記端末装置に対応する前記誘導サービス情報に、前記端末装置関連情報により前記端末装置に関連付けられる他の前記端末装置に関する情報を含めること、を特徴とする。

本発明によれば、端末装置のユーザーに対して、関連付けられた他の端末装置のユーザーに関する情報を提供できる。

【0011】

また、本発明は、上記情報処理装置において、前記誘導サービス情報生成部は、前記ユーザー情報受信部により前記端末装置から受信する前記ユーザー情報に基づいて、他の前記端末装置に対応する前記誘導サービス情報を生成すること、を特徴とする。

20

本発明によれば、端末装置のユーザーに対して、関連付けられた他の端末装置のユーザーの状況を反映した誘導サービス情報を提供できる。

【0012】

また、本発明は、上記情報処理装置において、前記誘導サービス情報生成部は、前記情報処理装置用に定められた形態の位置情報を含む前記誘導サービス情報を生成すること、を特徴とする。

本発明によれば、端末装置が送信する位置情報に基づいて生成する誘導サービス情報に、情報処理装置用の形態の位置情報を含ませて端末装置に送信できる。このため、情報処理装置と端末装置の両方で、端末装置が送信する位置情報とは異なる形態の位置情報を、ユーザーの誘導に関する情報提供に利用できる。従って、端末装置が検出する位置情報の仕様の制約を受けることなく、ユーザーを誘導する情報提供に適した位置情報を使用できる。

30

【0013】

また、本発明は、上記情報処理装置において、前記誘導サービス情報送信部は、前記端末装置に送信する誘導サービス情報を、予め指定される他の送信先に送信すること、を特徴とする。

本発明によれば、ユーザーに対して提供する誘導サービス情報を、避難先の施設に設定される装置や、救援を担当する機関が使用する装置等に提供することができ、誘導サービス情報をより効果的に活用できる。

【0014】

40

また、上記目的を達成するために、本発明は、情報処理装置と通信可能に接続される端末装置であって、前記端末装置のユーザーの身体情報を取得する身体情報取得部と、前記端末装置の位置を示す位置情報を取得する位置情報取得部と、前記身体情報取得部により取得された身体情報と前記位置情報取得部が取得した位置情報を含むユーザー情報を前記情報処理装置に送信するユーザー情報送信部と、前記ユーザー情報送信部により送信する前記ユーザー情報に対応して、前記情報処理装置から送信される誘導サービス情報を受信する誘導サービス情報受信部と、前記ユーザーの身体に接触する生体接触部と、を備え、前記生体接触部が前記ユーザーの身体と接触した状態で利用可能に構成されること、を特徴とする。

本発明によれば、ユーザーの端末装置に対して、端末装置の位置、及び、ユーザーの身

50

体情報を加味して生成される誘導サービス情報を送信できる。これにより、ユーザーに対して適切な誘導サービス情報を提供でき、多数のユーザーに対しても速やかに、効率よく支援できるという利点がある。例えば、災害発生時など避難や救難が必要とされる場合に、ユーザーを避難場所等に案内し誘導する誘導サービス情報を、提供できる。

【0015】

また、本発明は、上記端末装置において、前記身体情報取得部は、前記生体接触部を介して生体情報を検出し、検出した前記生体情報を前記身体情報として取得すること、を特徴とする。

本発明によれば、ユーザーの身体に接触して検出される生体情報が端末装置から情報処理装置に送信され、生体情報に基づき誘導サービス情報が生成される。このため、ユーザーの身体の状態を反映した誘導サービス情報を、ユーザーに提供できる。また、この端末装置を情報処理装置と組み合わせて情報処理システムを構成した場合、端末装置のユーザーの身体の状態に関する情報を収集することができ、例えば災害発生時における人的被害の規模や状況の把握に有用な情報を得ることができる。10

【0016】

また、本発明は、上記端末装置において、前記ユーザーの身体に関する身体特徴情報を記憶する端末記憶部を備え、前記身体情報取得部は前記端末記憶部が記憶する身体特徴情報をもとに前記身体情報を取得すること、を特徴とする。

本発明によれば、ユーザーの身体に関する身体特徴情報を予め端末装置が記憶することにより、この身体特徴情報を反映した誘導サービス情報を、ユーザーに提供できる。例えば、身体特徴情報が、医療に関する情報を含む場合、個々のユーザーの医療に関するニーズに適した誘導サービス情報を、ユーザーに提供できる。20

【0017】

また、本発明は、上記端末装置において、前記位置情報取得部は、前記端末装置の位置を検出し、検出した位置を示す位置情報を生成すること、を特徴とする。

本発明によれば、端末装置の最新の位置を示す位置情報を情報処理装置に送信できるので、より適切な誘導サービス情報を、ユーザーに提供できる。

【0018】

また、本発明は、上記端末装置において、前記誘導サービス情報受信部により受信する誘導サービス情報を表示する端末表示部を備え、前記端末表示部は、前記誘導サービス情報に含まれる位置情報を、前記情報処理装置用に定められた形態の位置情報として表示すること、を特徴とする。30

本発明によれば、端末装置が送信する位置情報とは異なる形態の位置情報を、ユーザーの避難に関する情報提供に利用できる。従って、端末装置が検出する位置情報の仕様の制約を受けることなく、誘導場所に関する情報提供に適した位置情報を使用できる。

【0019】

また、本発明は、上記端末装置において、電力を発生する発電部、及び、前記発電部で発生する電力を少なくとも前記ユーザー情報送信部及び前記誘導サービス情報受信部に供給する電力供給部を備えること、を特徴とする。

本発明によれば、端末装置が電力不足により停止する事態を回避し、災害時等における端末装置の可用性を高めることができる。40

【0020】

また、本発明は、上記端末装置において、前記端末装置の動きを検出する動き検出部を備え、前記ユーザー情報送信部は、前記動き検出部の検出結果を前記情報処理装置に送信すること、を特徴とする。

本発明によれば、端末装置を所持するユーザーに関する状態を、端末装置の動きに基づき間接的に検出することができ、このユーザーの状態を反映した誘導サービス情報を、ユーザーに提供できる。

【0021】

また、上記目的を達成するために、本発明は、ユーザーが利用する端末装置、及び、前50

記端末装置と通信可能な情報処理装置を用いる情報処理方法であって、前記端末装置により、前記ユーザーの身体情報を取得し、前記端末装置の位置を示す位置情報を取得し、前記身体情報と前記位置情報を含むユーザー情報を前記情報処理装置に送信し、前記情報処理装置により、前記端末装置が送信する前記ユーザー情報を受信し、前記ユーザー情報を基づき、前記ユーザーに提供する誘導サービス情報を生成し、前記誘導サービス情報を前記端末装置に送信すること、を特徴とする。

本発明によれば、ユーザーの端末装置に対して、端末装置の位置、及び、ユーザーの身体情報を加味して生成される誘導サービス情報を送信できる。これにより、ユーザーに対して適切な誘導サービス情報を提供でき、多数のユーザーに対しても速やかに、効率よく支援できるという利点がある。例えば、災害発生時など避難や救難が必要とされる場合に、ユーザーを避難場所等に案内し誘導する誘導サービス情報を、提供できる。10

【0022】

また、上述した情報処理装置、端末装置がコンピューターを用いて構築される場合、上記形態は、その機能を実現するためのプログラム、あるいは当該プログラムを前記コンピューターで読み取り可能に記録した記録媒体等の態様で構成することも可能である。また、上記の情報処理方法は、情報処理方法を情報処理装置及び端末装置が実行するためのプログラムとして構成することができ、当該プログラムを前記コンピューターで読み取り可能に記録した記録媒体等の態様で構成することも可能である。記録媒体としては、フレキシブルディスクやHDD (Hard Disk Drive)、CD?ROM (Compact Disk Read Only Memory)、DVD (Digital Versatile Disk)、Blue?ray (登録商標) Disc、光磁気ディスク、不揮発性メモリーカード、画像表示装置の内部記憶装置 (RAM (Random Access Memory) や ROM (Read Only Memory) 等の半導体メモリー)、および外部記憶装置 (USB (Universal Serial Bus) メモリー等) 等、前記コンピューターが読み取り可能な種々の媒体を利用できる。20

【図面の簡単な説明】

【0023】

【図1】第1実施形態に係る誘導システムを示す図。

【図2】誘導システムの各装置の機能ブロック図であり、(A)はウェアラブル装置の機能ブロック図を示し、(B)はゲートウェイ装置の機能ブロック図を示す。

【図3】誘導システムの避難誘導サーバーの機能ブロック図。30

【図4】UTMグリッド地図の一例を示す図。

【図5】UTMグリッド座標を説明する図であり、(A)はUTMグリッド座標と緯度・経度との関係を示し、(B)はUTMグリッド座標の構造を示す。

【図6】誘導システムの動作を示すフローチャート。

【図7】避難誘導サーバーの動作を示すフローチャート。

【図8】ウェアラブル装置における誘導サービス情報の表示例を示す図。

【図9】第2実施形態における誘導システムの動作を示すフローチャート。

【発明を実施するための形態】

【0024】

[第1実施形態]

以下、図面を参照して本発明の実施形態について説明する。

図1は本発明を適用した第1実施形態の誘導システム1 (情報処理システム) の概略構成を示す図である。誘導システム1は、ユーザー7が装着するウェアラブル装置2 (端末装置)、及び、ウェアラブル装置2と通信可能に接続される避難誘導サーバー5 (情報処理装置)とを含む。ウェアラブル装置2と避難誘導サーバー5とは、後述するように相互にデータ通信可能であり、誘導システム1は、ユーザーに対し、避難誘導に役立つ情報を避難誘導サーバー5によって提供するシステムである。

【0025】

ウェアラブル装置2は、ユーザー7が所持、或いは、身体または衣服を介して装着する端末装置であり、比較的小型の装置である。誘導システム1では、一人のユーザー7に対40

50

し1台のウェアラブル装置2が利用されることを想定する。

【0026】

ウェアラブル装置2は、後述するように、現在位置を取得可能な位置取得機能、及びゲートウェイ装置3と近距離通信可能な通信機能を少なくとも具備する携帯型情報処理装置である。本実施形態では、ウェアラブル装置2が、ユーザー7の手首に装着可能な腕時計型であり、近年着目されるIoT(Internet of Things)に分類される装置である。

なお、ウェアラブル装置2の別態様としては、メガネ型、指輪型、又は衣服型などのユーザー7が装着可能な携帯型情報処理装置を広く適用可能である。

【0027】

また、ウェアラブル装置2は、ユーザー7の身体に関する情報であって、医学的または生理学的な事柄に関する身体情報を取得する機能を有する。身体情報は、ユーザー7を避難場所に誘導する場合の避難場所の選定、及び/又は、ユーザー7の現在位置から避難場所までの避難経路の選定に影響を与える情報であって、ユーザー7本人の身体に由来する情報である。10

【0028】

本実施形態において、身体情報は、ウェアラブル装置2により計測、検出あるいは取得される情報を含む。例えば、ウェアラブル装置2が使用者の身体に対し計測または検出処理を行って得られるバイタル情報を含む。バイタル情報は、ユーザー7の身体に対する直接的または間接的な計測または検出により得られる情報を含み、生体情報(bio-information)、生体に関する医学的情報(medical-information)とも呼ぶことができる。より具体的には、バイタル情報は、狭義のバイタルサイン(脈拍、血圧、血中酸素濃度、体温)であってもよく、脳波、体脂肪率、血液型等を含む広義のバイタルサインであってもよい。20

また、身体情報は、ウェアラブル装置2が過去に計測または検出したバイタル情報から統計的に得られる標準値または参考値を含んでもよい。また、身体情報は、ユーザー7の身体に対する計測または検出により得られる情報に限らず、例えば、位置情報から算出される使用者の移動速度を含んでもよい。

【0029】

また、ウェアラブル装置2が取得する身体情報は、ウェアラブル装置2により計測、検出される情報の他、予め設定または入力される身体特徴情報を含んでもよい。身体特徴情報は、ユーザー7個人に関する情報であって、ユーザー7の身体(生体)、健康、医療に関する情報であれば、特に制限されない。例えば、ユーザーの身体(生体)に関する情報として、年齢、性別、身長、体重、体脂肪率、血液型等が挙げられる。また、身体特徴情報は、ユーザーが罹患している疾患(疾病)あるいは治療中の疾患に関する情報を含んでもよい。また、これらの疾病または既往症に対する治療内容に関する治療情報を含んでもよい。治療情報は、過去の治療または現在の治療により生じた身体的な特徴に関する治療情報等を含んでもよい。また、身体特徴情報は、ユーザーの障害あるいは既往症に関する情報を含んでもよい。治療情報は、例えば、ユーザーが継続的に必要とする治療(例えば、人工透析)に関する情報を含んでもよく、薬歴に関する情報を含んでもよい。また、治療情報は、例えば、心臓ペースメーカー、人工関節、人工肛門、整形外科治療用のボルトやプレート、クリップ、血管内ステント、人工水晶体等の身体内装具に関する情報、及び、体外に装着される装具に関する情報を含んでもよい。30

【0030】

誘導システム1を利用可能なユーザー7の数に特に制限はなく、複数のユーザー7が誘導システム1を使用できる。本実施形態では、2人のユーザー7(ユーザー7A、7B)が、それぞれウェアラブル装置2A、2Bを装着する場合を例示する。この場合、ユーザー7Aとユーザー7Bとを総称してユーザー7と呼び、ウェアラブル装置2Aとウェアラブル装置2Bとを総称してウェアラブル装置2と呼ぶ。

また、ユーザー7A、7Bは、それぞれ、ゲートウェイ装置3A、3Bを所持する。ゲートウェイ装置3A、3Bは、後述するようにスマートフォンや無線ルーター装置等の携40

帯型の装置であって無線通信機能を有する。ゲートウェイ装置 3 A、3 B を総称してゲートウェイ装置 3 と呼ぶ。

【0031】

ウェアラブル装置 2 と避難誘導サーバー 5 とは、通信ネットワーク 4 を介して相互に通信を行う。通信ネットワーク 4 は、公衆回線網や専用線を含む広域通信回線により構成され、インターネット等のオープンなネットワークとすることができる、その一部または全部をクローズドなネットワークとしてもよい。通信ネットワーク 4 は、電話会社や携帯電話会社（通信キャリア）等の企業あるいは団体が設置するゲートウェイ装置、サーバー装置、ルーター装置等の図示しないネットワーク設備を含んでもよい。

本実施形態において、避難誘導サーバー 5 は、上述した通信設備等を介して通信ネットワーク 4 に接続される。

10

【0032】

また、ウェアラブル装置 2 は、通信ネットワーク 4 に接続する中継装置 4 a、4 bとの間で無線通信を実行することにより、通信ネットワーク 4 を介して避難誘導サーバー 5 に接続する。ウェアラブル装置 2 は、中継装置 4 a、4 b と直接、無線通信を行ってもよいが、本実施形態では、ゲートウェイ装置 3 を介して中継装置 4 a、4 b と通信する。

【0033】

ゲートウェイ装置 3 は、ウェアラブル装置 2 と、通信ネットワーク 4 に接続された各装置（避難誘導サーバー 5 と災害通報サーバー 6 を含む）との間の通信を中継する装置である。ゲートウェイ装置 3 は、ウェアラブル装置 2 と近距離通信し、且つ、通信ネットワーク 4 に接続された装置と通信する通信機能、及び現在位置を取得可能な位置取得機能を少なくとも具備する。

20

図 1 には、ゲートウェイ装置 3 として、移動通信網を介して通信ネットワーク 4 にアクセス可能で、且つ、ユーザー 7 が持つスマートフォン（携帯型通信端末）を使用した場合を示す。

【0034】

ユーザー 7 A が所持するウェアラブル装置 2 A とゲートウェイ装置 3 A とは、近距離無線通信を実行する。ゲートウェイ装置 3 A は、ウェアラブル装置 2 A に対し、中継装置 4 a とゲートウェイ装置 3 A の間で形成される無線通信回線を提供する中継装置として機能する。このゲートウェイ装置 3 A の機能によって、ウェアラブル装置 2 A は、通信ネットワーク 4 に接続される避難誘導サーバー 5 等の各種装置との間でデータ通信を行える。ウェアラブル装置 2 B についても同様に、中継装置 4 a に接続するゲートウェイ装置 3 B が、ウェアラブル装置 2 B に対して中継装置として動作する。

30

【0035】

なお、ゲートウェイ装置 3 の別態様は以下の通りである。ゲートウェイ装置 3 は、スマートフォン以外の携帯型の通信装置、例えば、携帯電話機、又は無線ルーター等でも良い。また、ゲートウェイ装置 3 が、移動型の通信端末（例えば、飛行船又はドローン等の飛行物体、道路等を走行する車両）でも良いし、地面や建築物に固定設置される固定型の通信端末でも良い。また、これら移動型又は固定型の通信端末が、無線通信網の一部を構成する基地局でも良い。例えば、移動型の基地局は、飛行船又はドローン（無人飛行装置）として形成され、災害時等に災害エリアで使用され、移動通信網の復旧に利用され、また、無線 LAN 等の近距離通信エリアを適宜に構築可能である。固定型の基地局は、例えば、ビルの各階に設置され、無線 LAN 等の近距離通信エリアを適宜に構築できる。

40

【0036】

また、ウェアラブル装置 2 が、中継装置 4 a、4 b と無線通信を実行可能な通信機能を有する場合、ウェアラブル装置 2 A と中継装置 4 a、ウェアラブル装置 2 B と中継装置 4 b とがそれぞれ直接通信を行ってもよい。この場合、ウェアラブル装置 2 は、ゲートウェイ装置 3 の中継機能を利用せず、通信ネットワーク 4 を介して避難誘導サーバー 5 と通信を実行でき、ユーザー 7 はゲートウェイ装置 3 を所持しなくても本実施形態の機能を利用できる。

50

【0037】

本実施形態において、近距離通信部15は、ユーザー情報送信部、及び、誘導サービス情報受信部に相当する。ゲートウェイ装置3がウェアラブル装置2の通信を中継する場合、近距離通信部15とゲートウェイ装置3（特に、ゲートウェイ装置3の通信部22及び近距離通信部25）とが協働して、ユーザー情報送信部、及び、誘導サービス情報受信部に相当するといえる。

【0038】

誘導システム1は、通信ネットワーク4に通信接続される避難誘導サーバー5、災害通報サーバー6、及び避難施設端末8を備える。

避難誘導サーバー5は、災害が発生した場合に災害応急対策を行う防災機関に属するサーバーであり、ユーザー7を含む多数のユーザーに対し、通信ネットワーク4を含む通信網を介して避難誘導に役立つ情報を提供するサービス提供サーバーである。

10

【0039】

誘導システム1が対象とする災害は、避難の必要が生じる災害であり、地震、風水害、及び火山噴火等の自然災害に限らず、戦争及びテロ等の人災、火災、及び遭難等の災害を含む。なお、列挙した全ての災害を対象とする場合に限らず、いずれか一つ以上を対象とした誘導システムでも良い。

【0040】

誘導システム1は、避難誘導サーバー5によって、ユーザー7に対して誘導サービス情報を提供する。誘導サービス情報は、ユーザー7を誘導する情報であり、例えば、誘導する先の場所や位置を示す情報と、誘導する先までの経路、道順、移動手段等に関する情報とを含む。誘導サービス情報は、例えば、ユーザー7が避難をする場合、或いは、ユーザー7を避難させるために誘導する情報とができる。この場合、誘導サービス情報は、避難すべき避難先、及び、避難先までの避難経路を案内する情報を含む。避難誘導サーバー5が提供する誘導サービス情報は、全てのユーザー7に共通する情報であってもよいが、本実施形態では、避難誘導サーバー5がユーザー7A、7Bのそれぞれの状態に対応する誘導サービス情報を生成する。また、誘導サービス情報は、避難以外の目的でユーザー7を誘導する情報とすることも、勿論可能である。

20

【0041】

災害通報サーバー6は、災害発生を通報する災害通報システムに属する通報サーバーであり、通信ネットワーク4を含む通信網を介して災害発生を報知する。例えば、災害通報サーバー6は、気象庁が配信する緊急地震速報及び津波情報、及び、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報等を配信する。避難誘導サーバー5が上記の各種情報を配信する配信先は特に制限されず、本実施形態では少なくとも災害通報サーバー6を配信先とする。避難施設端末8は、ユーザー7が避難する避難先として利用可能な施設（避難施設）に設置される端末装置であり、例えば、避難施設を運営する職員等が使用できる。

30

【0042】

図2は誘導システム1の各装置の機能構成を示すブロック図である。図2(A)はウェアラブル装置2の機能ブロック図であり、図2(B)はゲートウェイ装置3の機能ブロック図である。ウェアラブル装置2A、2Bは同一の構成を有し、ゲートウェイ装置3A、3Bも同様である。

40

【0043】

ウェアラブル装置2は、制御部11、センサー部12、入力部13、記憶部14、近距離通信部15、表示部16、音声出力部17、及び位置取得部18を備える。

制御部11は、図示しないCPU、ROM及びRAM等を有するコンピューター構成を具備する。制御部11は、ROMに記憶した基本制御プログラム、及び、記憶部14に記憶するプログラムを実行することにより、各部の制御や演算処理を中枢的に行う情報処理部として機能する。

【0044】

センサー部12（身体情報取得部）は、接触センサー12a及び動きセンサー12bを

50

有する。接触センサー 12a（生体接触部）は、装着者であるユーザー 7 のバイタル情報等を取得するセンサーを有する。本実施形態では、接触センサー 12a は、ユーザー 7 の身体に接触して上述したバイタル情報の検出あるいは計測を行う。具体的には、ユーザー 7 の皮膚に接触して、バイタルサイン（脈拍、血圧、血中酸素濃度、体温等）を検出する。接触センサー 12a は、例えば、ユーザー 7 の皮膚に対して光を照射し、光の吸収または反射に関する測定を行うことにより、脈拍や血中酸素濃度を検出する。最も単純な例としては、接触センサー 12a はユーザー 7 の脈拍を検出する。また、接触センサー 12a は温度センサーを備え、ユーザー 7 の体温を検出してよい。また、接触センサー 12a はユーザー 7 の脳波を検出する脳波センサーを具備してもよい。このように、接触センサー 12a は、光センサーや温度センサーとして構成してもよいし、複数のセンサーを具備するセンサユニットとしてもよい。

【0045】

動きセンサー 12b（動き検出部）は、ウェアラブル装置 2 の動きを検出するセンサーであり、例えば、加速度を検出する加速度センサー（重力センサーを含む）、角速度を検出する角速度センサーが挙げられる。また、動きセンサー 12b は、地磁気を検出する地磁気センサー（方位センサーとも称する）であってもよい。また、動きセンサー 12b は、加速度センサー、角速度センサー、及び地磁気センサーのうち 2 以上を統合した慣性センサユニットとして構成してもよい。また、動きセンサー 12b は気圧を検出する気圧センサー（高度センサーとも称する）を備えてよい。

【0046】

入力部 13 は、不図示の操作スイッチ、及び表示部 16 に設けられたタッチパネル等を備え、ユーザー 7 の操作を検出することにより、ユーザー 7 の指示を入力する。

記憶部 14 は、ウェアラブル装置 2 が各種処理を行うために必要な制御プログラムやデータを不揮発的に記憶する装置である。

【0047】

近距離通信部 15 は、制御部 11 の制御の下、ゲートウェイ装置 3 等と近距離無線通信する装置であり、本実施形態では、Bluetooth（登録商標）、無線 LAN、或いはZigBee（登録商標）の規格に従って通信する。

【0048】

表示部 16（端末表示部）は、液晶パネル又は有機 EL（Electro-Luminescence）パネル、電子ペーパー等の表示デバイスを有し、制御部 11 の制御の下、ユーザー 7 等に対して各種の情報を表示する。音声出力部 17 は、アンプ及びスピーカーを有し、制御部 11 の制御の下、ユーザー 7 等に対して各種の音声を出力させる。

位置取得部 18（位置情報取得部）は、ウェアラブル装置 2 の現在位置を示す位置情報を取得する。位置取得部 18 は、例えば、GPS (Global Positioning System) を利用して現在位置を検出し、位置情報を生成する。この場合、位置取得部 18 は、不図示の GPS アンテナを介して GPS 衛星からの電波を受信し、緯度及び経度からなる現在位置を演算により取得する。なお、位置取得部 18 が位置を検出する構成を備していないてもよい。例えば、位置取得部 18 は、近距離通信部 15 によってゲートウェイ装置 3 が検出するゲートウェイ装置 3 の現在位置を取得してもよい。ウェアラブル装置 2 とゲートウェイ装置 3 はユーザー 7 が所持する端末であって、近距離通信部 15 で通信可能な距離に位置するので、ゲートウェイ装置 3 が検出する位置をウェアラブル装置 2 の位置とみなすことができる。

【0049】

記憶部 14 は、位置検出口ログ 14a、センサー検出口ログ 14b、身体情報 14c、ユーザー情報 14d、及び、誘導サービス情報 14e を記憶する。

位置検出口ログ 14a は、位置取得部 18 が検出または取得する位置のログである。位置検出口ログ 14a は、位置取得部 18 が取得した位置を示す情報を含んでもよいし、取得した位置と取得した日時や時刻とを対応付けた情報を含んでもよい。また、位置検出口ログ 14a は、位置取得部 18 が取得した位置を制御部 11 が統計的に処理した処理結果を含ん

10

20

30

40

50

でもよい。

【0050】

センサー検出口グ14bは、センサー部12が備える接触センサー12a及び動きセンサー12bの検出または測定の結果（以下、検出結果という）のログである。センサー検出口グ14bは検出結果そのものを含んでもよいし、検出結果と検出した日時や時刻とを対応付けた情報を含んでもよい。また、センサー検出口グ14bは、制御部11がセンサー部12の検出結果を統計的に処理した処理結果を含んでもよい。センサー検出口グ14bは、ユーザー7のバイタル情報の変化や、ユーザー7の動き（加速度、角速度、進行方向（方位）、高度変化（気圧変化）等）に関する情報として利用できる。

【0051】

10

また、制御部11は、接触センサー12a及び動きセンサー12bの検出結果から、ユーザー7の身体に関する医学的または生理学的な判定を行い、判定結果をセンサー検出口グ14bに含めて記憶部14に記憶させてもよい。例えば、制御部11が、接触センサー12aの検出結果、及び／又はセンサー検出口グ14bに含まれる過去の検出結果に基づき、ユーザー7の健康状態の良否を判定してもよい。また、制御部11が、接触センサー12aの検出結果、及び／又はセンサー検出口グ14bに含まれる過去の検出結果に基づき、接触センサー12aの検出結果に関する指標を求めてよい。例えば、制御部11が、ユーザー7の標準的な脈拍数や血圧の範囲の指標を求めてよい。

【0052】

20

さらに、制御部11は、位置検出口グ14aに基づいてユーザー7の活動量を求め、求めた活動量に関する情報をセンサー検出口グ14bに含めて記憶部14に記憶させてもよい。

なお、制御部11が実行する活動量を求める処理等の上記の各種演算処理には、公知の手法を広く適用可能である。

【0053】

身体情報14c及びユーザー情報14dは、制御部11が、避難誘導サーバー5に送信するために生成する情報である。制御部11は、センサー検出口グ14bに基づき身体情報14cを生成する。また、ユーザー情報14dは、身体情報14c及び位置検出口グ14aに基づいて制御部11が生成する情報である。つまり、ユーザー情報14dは位置検出口グ14aと身体情報14cとを含み、身体情報14cはセンサー検出口グ14bから生成される。身体情報14c、及びユーザー情報14dが含む情報は、位置検出口グ14aとセンサー検出口グ14bの全てを含んでもよいし、その一部の情報であってもよい。また、位置検出口グ14a及びセンサー検出口グ14bに基づき演算処理で生成される情報であってもよい。制御部11が生成する身体情報14c、及びユーザー情報14dの具体的な仕様は、予めウェアラブル装置2において設定されてもよいし、避難誘導サーバー5がウェアラブル装置2に送信するデータで指定されてもよい。また、ユーザー情報14dは、ユーザー7が避難時に使用する交通手段（歩行、自転車、車など）、或いは、避難時に使用する車いすや杖等の補助装置に関する情報を含んでもよい。

30

さらに、ユーザー情報14dは、上述した身体特徴情報を含んでもよく、この場合、記憶部14は端末記憶部に相当する。身体特徴情報は、予め入力または設定され、記憶部14に記憶される。ここで、身体特徴情報を、ユーザー情報14dとは別の情報として記憶部14に記憶されることも勿論可能である。

40

【0054】

誘導サービス情報14eは、ウェアラブル装置2が避難誘導サーバー5から受信する情報である。制御部11は、避難誘導サーバー5が送信する誘導サービス情報を、ゲートウェイ装置3を経由して受信すると、いったん記憶部14に誘導サービス情報14eとして記憶する。制御部11は、誘導サービス情報14eに基づき、避難先の場所や施設の名称、避難先の位置、避難先までの経路を示すテキストや地図等を、表示部16により表示する。

【0055】

50

また、ウェアラブル装置2は発電部19を備え、発電部19で発電された電力を電源部20に出力する。発電部19には、ソーラー発電、熱発電、或いは、ユーザー7の手首等の動きで回転する回転錘の運動エネルギーを利用して発電する装置等の公知の装置を広く適用可能である。電源部20（電力供給部）はウェアラブル装置2の各部に動作電力を供給する。電源部20は、発電部19が発電する電力を蓄える二次電池またはキャパシターを備えてよい。発電部19を備えることによって、ウェアラブル装置2は、災害時でも電源を喪失することなく継続して使用できる。

【0056】

図2(B)に示すように、ゲートウェイ装置3は、制御部21、通信部22、入力部23、記憶部24、近距離通信部25、表示部26、音声入出力部27、及び位置取得部28を備える。

制御部21は、CPU、ROM及びRAM等を有するコンピューター構成を具備する。制御部21は、ROMに記憶した基本制御プログラム、及び、記憶部24に記憶するプログラムを実行することにより、各部の制御や演算処理を中枢的に行う情報処理部として機能する。

【0057】

通信部22は、制御部21の制御の下、所定の無線通信網等の規格に従って通信を行う。これにより、ゲートウェイ装置3は、無線通信網を利用した各種サービス（電話、携帯電話会社からの緊急速報等）の利用、及び、無線通信網を介して通信ネットワーク4からの各種サービスの利用ができる。また、通信部22は、制御部21の制御の下、ウェアラブル装置2と通信ネットワーク4との間の通信を中継する。これによって、ウェアラブル装置2が通信ネットワーク4にアクセスし、通信ネットワーク4に接続された各種サーバーから各種のデータを受信できる。

【0058】

入力部23は、不図示の操作スイッチ、及び表示部26に設けられたタッチパネル等を備え、ユーザー7の操作を検出することにより、ユーザー7の指示を入力する。

記憶部24は、ゲートウェイ装置3が各種処理を行うために用いる制御プログラムやデータを不揮発的に記憶する装置である。

近距離通信部25は、制御部21の制御の下、ウェアラブル装置2と近距離無線通信する装置であり、本実施形態では、Bluetooth、無線LAN、或いはZigBeeの規格に従って通信する。

【0059】

表示部26は、液晶パネル又は有機ELパネル等の表示デバイスを有し、制御部21の制御の下、ユーザー7等に対して各種の情報を表示する。音声入出力部27は、マイク等の音声入力デバイス、及び、アンプ及びスピーカーを含む音声出力デバイスを有し、制御部21の制御の下、ユーザー7が発する音声を集音して検出し、ユーザー7等に対して各種の音声を出力させる。

位置取得部28は、GPSを利用して現在位置を取得する装置であり、不図示のGPSアンテナを介してGPS衛星からの電波を受信し、緯度及び経度からなる現在位置を演算により取得する。なお、本実施形態では、GPSを利用した場合を例示するが、GPS以外の位置取得方法を用いても良い。

【0060】

図3は、避難誘導サーバー5の機能ブロック図である。

避難誘導サーバー5は、制御部50、記憶部55、通信部56、表示部57、及び入力部58を備える。なお、避難誘導サーバー5は、単一のサーバー装置により実現される構成に限定されない。例えば、以下に説明する避難誘導サーバー5の機能を複数のサーバー装置に分散して実装することも可能であり、装置構成を特定しない、いわゆるクラウドサーバーとして避難誘導サーバー5を実現することも可能である。

【0061】

制御部50は、CPU、ROM及びRAM等を有するコンピューター構成を具備する。

10

20

30

40

50

制御部 50 は、ROM に記憶した基本制御プログラム、及び、記憶部 55 に記憶するプログラムを実行することにより、各部の制御や演算処理を中枢的に行う情報処理部として機能する。

【 0 0 6 2 】

通信部 56 は、制御部 50 の制御の下、所定の無線通信網等の規格に従って通信を行う。通信部 56 は、通信ネットワーク 4 を介して災害通報サーバー 6 と通信を実行し、災害通報サーバー 6 (図 1) が送信する災害発生の通知を受信する。また、通信部 56 は、通信ネットワーク 4 を介してゲートウェイ装置 3 と通信を実行することにより、ゲートウェイ装置 3 の中継機能を利用するウェアラブル装置 2 との間で通信する。通信部 56 は、ユーザー情報受信部、及び、誘導サービス情報送信部に相当する。

10

【 0 0 6 3 】

表示部 57 は、液晶パネルや有機ELパネル等の表示デバイスを有し、表示部 57 の制御の下、オペレーター等に対して各種の情報を表示する。

入力部 58 は、キーボード、マウス等の不図示の入力デバイスを備え、不図示のオペレーターの操作を検出する。

【 0 0 6 4 】

記憶部 55 は、避難誘導サーバー 5 が各種処理を行うために用いる制御プログラムやデータを不揮発的に記憶する装置である。記憶部 55 は、ユーザー情報 55a、ユーザーDB 55b、避難経路 DB 55c、ファミリー端末情報 55d、誘導サービス情報 55e、及び座標変換 DB 55f を記憶する。

20

【 0 0 6 5 】

ユーザー情報 55a は、通信部 56 がウェアラブル装置 2 から受信するユーザー情報を、送受信制御部 51 の制御に従って記憶したデータである。

ユーザー DB (データベース) 55b は、誘導システム 1 を使用するユーザー 7 に関する情報を格納するデータベースである。ユーザー DB 55b は、ユーザー 7 を特定可能な情報を含み、例えば、ウェアラブル装置 2 に対し個別に割り当てられた ID を含む。ユーザー DB 55b は、ユーザー 7 の氏名、住所、生年月日等の情報を含んでもよい。また、ユーザー DB 55b は、ユーザー 7 に関する情報として、上述した身体情報 14c (図 2 (A)) に含まれるユーザーの身体に関する情報と同様の情報を有してもよい。

30

【 0 0 6 6 】

避難経路 DB 55c は、ユーザー 7 に対して避難先として案内できる避難施設、及び、避難施設までの避難経路を作成するために必要な情報を格納するデータベースである。避難経路 DB 55c は、それぞれの避難施設について、場所、名称、連絡先 (電話番号、電子メールアドレス、SNS (Social Network Services) アカウント等) 等の情報を含む。また、避難経路 DB 55c は、それぞれの避難施設について、提供可能な医療サービスの種類、または、種類と数量とを示す情報を含む。

【 0 0 6 7 】

また、避難経路 DB 55c は、避難経路を作成するための地図データを含む。この地図データは、ユーザー 7 が移動可能な道路及び交差点の位置と接続関係に関するデータを含む。また、道路については通行可能な車両の区分または歩道であるか否かを示すデータを含んでもよく、災害時に通行止めとなるよう行政により指定された道路であるか否かを示すデータを含んでもよい。また、それぞれの道路について、ユーザー 7 が徒歩または自転車で移動する場合の負荷を示すデータを含んでもよく、例えば負荷を数値化 (スコア化) したデータを含んでもよい。この負荷のデータは、道路の勾配の大きさ、長さ、段差の大きさ、段差の数、歩行者専用または自転車専用の通行帯の有無等を示す各種のデータを含んでもよい。また、車いすや杖等の補助装置によりユーザー 7 が移動する場合の障害や通行しやすさを示すデータを含んでもよい。また、避難経路 DB 55c は、道路に限らず、橋梁、鉄道路線、鉄道駅、その他のランドマーク等に関する情報を含んでもよい。

40

【 0 0 6 8 】

制御部 50 は、上述したプログラムを CPU で実行することにより、送受信制御部 51

50

、ユーザー情報解析部 5 2、及び誘導サービス情報生成部 5 3として機能する。

送受信制御部 5 1は、通信部 5 6を制御して、ウェアラブル装置 2、ゲートウェイ装置 3及び災害通報サーバー 6との間の通信を実行させる。送受信制御部 5 1は、通信部 5 6によってウェアラブル装置 2からユーザー情報を受信した場合に、受信したユーザー情報を、ユーザー情報 5 5 aとして記憶部 5 5に記憶させる。

【0069】

ユーザー情報解析部 5 2は、通信部 5 6が受信し記憶部 5 5に記憶されたユーザー情報を 5 5 aを解析する。ユーザー情報解析部 5 2は、ユーザー情報 5 5 aを送信したウェアラブル装置 2を使用するユーザー 7に関し、避難先の避難施設および避難経路に関する要件を抽出する。この要件は、例えば、避難先の避難施設が必要とする医療サービスの種類、ユーザー 7が許容できる避難経路の負荷、ユーザー 7が避難する場合の移動手段等である。
10

誘導サービス情報生成部 5 3は、ユーザー情報解析部 5 2が抽出した要件に対し適合度の高い避難施設および避難経路を決定し、決定した避難施設及び避難経路をユーザー 7に案内する誘導サービス情報を生成して、記憶部 5 5に誘導サービス情報 5 5 eとして記憶させる。

【0070】

また、ユーザー情報解析部 5 2は、通信部 5 6により受信したユーザー情報を解析して、ユーザー 7の位置を示す位置情報、及び、ユーザー 7の身体に関する身体情報を抽出する。ユーザー情報解析部 5 2は、抽出した位置情報及び身体情報を、ユーザー 7のIDまたはウェアラブル装置 2のIDに対応付けてユーザー DB 5 5 bに格納してもよい。
20

【0071】

ファミリー端末情報 5 5 d（端末装置関連情報）は、誘導システム 1で使用されるそれぞれのウェアラブル装置 2について、関連情報を送信する送信先の端末として関連付ける他のウェアラブル装置 2を指定する情報を含む。送受信制御部 5 1は、ウェアラブル装置 2に誘導サービス情報を送信する際に、この誘導サービス情報または関連する情報を、ファミリー端末情報 5 5 dで関連付けられる他のウェアラブル装置 2に送信する。このため、ファミリー端末情報 5 5 dで関連付けられる複数のウェアラブル装置 2を使用する複数のユーザー 7は、互いの避難に関する情報を共有できる。例えば、ウェアラブル装置 2 Aとウェアラブル装置 2 Bとをファミリー端末情報 5 5 dで関連付けると、ユーザー 7 Aとユーザー 7 Bとは、誘導サービス情報の内容を共有できる。
30

【0072】

誘導サービス情報 5 5 eは、上述のように誘導サービス情報生成部 5 3が生成する避難に関する情報であり、送受信制御部 5 1によってウェアラブル装置 2に送信される。誘導サービス情報 5 5 eは、送信先のウェアラブル装置 2にファミリー端末情報 5 5 dによって関連付けられた他のウェアラブル装置 2に送信するための、形式や内容が一部異なる誘導サービス情報を含んでもよい。例えば、誘導サービス情報の本来の送信先であるウェアラブル装置 2に対する誘導サービス情報 5 5 eは、避難施設及び避難経路をユーザー 7に案内する避難に関する情報である。これに対し、ファミリー端末情報 5 5 dで関連付けられた他のウェアラブル装置 2には、避難施設に関する情報のみを送信してもよい。
40

【0073】

座標変換 DB 5 5 fは、緯度及び経度からなる位置情報を、後述するUTMグリッド座標に変換する情報を記述したデータベースである。

誘導システム 1は、災害発生時にユーザー 7の正確な位置を通知し、且つ、正確な位置に基づく避難経路を提供することが望ましい。このため、災害時にユーザー 7の位置を正確に特定できるように、UTMグリッド座標を利用する。

【0074】

ここで、UTMグリッド座標について説明する。

UTMグリッドは、国際的にはMGRS (Military Grid Reference System)と呼ばれ、地球上の位置を特定する方法、及びこの方法により表現される位置情報の形態である。
50

UTMグリッドを利用すると、後述するように、緯度及び経度で表す座標に比べて簡易な表現で位置を特定できるという利点がある。

【0075】

図4は地図に対してUTMグリッドを適用したUTMグリッド地図の一例を示す図である。また、図5はUTMグリッド座標を示す説明図であり、図5(A)はUTMグリッド座標と緯度・経度との関係を示す図、図5(B)はUTMグリッド座標の構造を示す図である。

【0076】

UTMグリッド地図は、ユニバーサル横メルカトル図法で作成された地図を、南北方向及び東西方向に所定の長さを単位として区分した地図である。UTMグリッド地図は、所定の間隔で南北方向及び東西方向に延びるグリッド(縦線)を有し、グリッドで区切られた領域(範囲)を、座標により特定する。この座標をUTMグリッド座標と呼ぶ。10

典型的なUTMグリッドでは、対象の地域(地球上全体としてもよい)を100km四方で区切った最大の区分を有し、この区分された100km四方を、100m、10m、及び1mのいずれかの間隔のグリッドで区切る。UTMグリッド座標は、最大の区分に対して付与される5桁のエリアコードと、この区分における位置を特定する所定桁数のコードと組み合わせた階層構造を有する。

【0077】

100km四方の区分を特定する5桁のエリアコードは、例えば、図5(B)に例示する「53SME」である。このエリアコードが含む「53」は東西方向の位置を示す座標体番号である。エリアコードの「S」は、緯度方向(南北方向)を8度ごとに区切り、アルファベット1文字を割り当てたものである。エリアコードの「ME」は、100km四方を特定するUTM 100 Km 平方地域コードであることを示す符号である。東西方向の座標体番号は経度の範囲(図の例では東経132-138°)に対応し、南北方向の位置を示す符号は、緯度方向を所定長さ(図の例では8°)毎に区切ったときの範囲に対応する。エリアコードは省略可能である。例えば日本全国を対象としてUTMグリッド座標で位置を表す場合、対象となる範囲が最大の区分である100km四方よりも大幅に大きいため、エリアコードを必要とする。これに対し、100km四方に収まる範囲内で位置を特定する場合には、どの位置も同じ5桁のエリアコードを有するので、エリアコードを省略できる。20

【0078】

100m、10m、または1m単位のグリッドで区分される四角形の領域は、南北方向の位置を示すn桁の数(nは整数)と、東西方向の位置を示すn桁の数とによって特定される。この2n桁の数の数を、MGRS座標と呼ぶこともある。例えば、図4において矢印で示す位置を含む領域のUTMグリッド座標は「886-355」である。また、図5(A)の例では、緯度及び経度で表される座標「北緯34°22'2.6''、東経133°55'43.4''」は、UTMグリッド座標で「53SME 015-034」と表現される。

グリッドの間隔が100mの場合、UTMグリッド座標はn=3の6桁の数で表される。また、グリッドの間隔が10mの場合、UTMグリッド座標はn=4の8桁の数で表され、グリッドの間隔が1mの場合のUTMグリッド座標はn=5の10桁の数で表される。30

【0079】

このように、UTMグリッド座標は、特定の位置(地点)を含むエリアを表し、その精度は、グリッドの間隔(100m、10m、または1m)で決定される。UTMグリッド座標の桁数が「015-034」のように6桁の場合は、100m四方のエリアを特定でき、言い換えれば精度は100mである。座標が8桁(4桁+4桁)の場合は10mの精度、10桁(5桁+5桁)の場合は1mの精度となる。座標の桁数を多くすれば高精度で位置を特定することができ、高精度が要求されない場合は座標の桁数を少なくできる。

【0080】

緯度・経度で現在地を表記する場合、例えば、5桁の数を用いて表記する場合には、整数部分は3桁必要であるため、小数点以下は2桁となる。緯度・経度の1度は約111k40

m (40000 km / 360度)に相当するので、小数点以下2桁では、約1.11kmの精度である。より高精度で位置を表記するためには多くの桁数を必要とし、例えば小数点以下を4桁(すなわち全体で7桁)まで使用すると約11mの精度となる。

つまり、緯度・経度で場所を指定する方法を採用する場合、ある程度の精度を求める上、緯度を示す7桁以上の数と経度を示す7桁以上の数とを含む桁数の多い文字列が必要とされる。このような桁数の多い文字列を人が口頭で連絡すると、伝達ミスを招くおそれがある。

上述した理由から、グリッド座標を用いることが、極めて有効である。特に、UTM座標値では、4桁+4桁の数の組み合わせによって、緯度・経度を7桁+7桁の数で表記する場合と同様の精度で位置を表すことができる。

10

【0081】

UTMグリッド座標は、緯度及び経度により位置を表現する場合に比べて情報量が少なく、表現が単純であるという利点を有する。図5(A)、(B)の例では、エリアコード「53SME」を省略して座標を「015-034」と表すことができるが、この6桁の数により位置を100mの精度で特定できる。座標の構造が単純であるため、特に、人から人に伝達する場合の正確性・簡便性に優れ、例えば電話や無線等で位置を伝える場合に有用である。UTMグリッド地図、及びUTMグリッド座標を利用すれば、地名や住所表記を知らない人であっても、位置を容易に特定し把握できる。地名や住所表記は、難読地名や複雑な行政区画を有する地域では、地域外の人には難解である。このため、例えば、災害発生時に被災地域において救助活動等に従事する人が、被災地域の特定の位置を表す場合、地名や住所に頼らない方法を用いることが好ましい。特に、県内外から応援派遣が発生するような広域災害や救急救命の場合は、地名や住所を利用しない方法が好適である。UTMグリッド座標は、わずか数桁の数により確実に位置を表現できるので、位置を伝達する場合に非常に有効なツールということができる。

20

【0082】

ユーザー情報55aに含まれる位置情報は、ウェアラブル装置2がGPS等を利用して検出した位置を示し、具体的には緯度と経度で表される位置情報である。ユーザー情報解析部52は、ユーザー情報55aに含まれる位置情報を座標変換DB55fに基づきUTMグリッド座標に変換する。

30

また、誘導サービス情報生成部53が避難経路を作成する場合に使用する避難経路DB55cは、UTMグリッド座標の情報を含む。より具体的には、避難先として使用可能な避難施設の位置、道路の位置、橋梁、鉄道路線、鉄道駅、その他のランドマーク等の位置を示すUTMグリッド座標を含む。

従って、誘導サービス情報生成部53は、ウェアラブル装置2の位置をUTMグリッド座標で特定し、このUTMグリッド座標に基づいて、ユーザー7に適した避難先を選択し、避難先までの避難経路を作成できる。

【0083】

図6は、誘導システム1の動作を示すフローチャートである。図6(A)はウェアラブル装置2の動作を示し、図6(B)は避難誘導サーバー5の動作を示し、図6(C)は災害通報サーバー6の動作を示す。

40

【0084】

図6に例示する動作において、避難誘導サーバー5は、災害通報サーバー6から災害発生の通知を受けて動作する。災害通報サーバー6は、気象観測システムにより自動的に通知される災害情報、或いは、人間による災害発生の情報の入力に基づいて、避難誘導サーバー5に対して災害発生を通知する(ステップS11)。

【0085】

避難誘導サーバー5は、災害通報サーバー6からの通知を受信して災害発生を検出し(ステップS21)、ウェアラブル装置2に対する問合せ(ポーリング)を実行する(ステップS22)。ステップS22で避難誘導サーバー5がポーリングを実行する対象は、地域を限定することなく、例えば携帯通信キャリアの通信回線網に接続する全てのウェアラ

50

ブル装置 2 を対象としてもよい。この場合、通信ネットワーク 4 を介して通信可能なウェアラブル装置 2 は、避難誘導サーバー 5 からのポーリングを受信する。また、避難誘導サーバー 5 は、通信ネットワーク 4 に接続される中継装置 4 a、4 b 或いは他の種類の中継装置を指定することで、特定の地域におけるウェアラブル装置 2 を対象としてポーリングを行ってもよい。この場合、例えば災害により被害発生が見込まれる地域、避難を要する地域に位置するウェアラブル装置 2 を対象として絞り込むことができ、より一層の効率向上が期待できる。

【 0 0 8 6 】

ウェアラブル装置 2 は、避難誘導サーバー 5 によるポーリングを受信すると（ステップ S 3 1）、ユーザー情報を送信するための処理を開始する。なお、ウェアラブル装置 2 は、センサー部 1 2 がユーザー 7 の身体に接触しているか否かを判定し、センサー部 1 2 がユーザー 7 の身体に接触している場合に後述する動作を実行してもよい。例えば、センサー部 1 2 がユーザー 7 の皮膚への接触を検出できない場合に、避難誘導サーバー 5 のポーリングに応答しない構成であってもよい。

【 0 0 8 7 】

ウェアラブル装置 2 は、ポーリングに応答して、身体情報を取得する（ステップ S 3 2）。ステップ S 3 2 では、センサー部 1 2 による生体情報の検出、または身体情報 1 4 c の取得が行われる。また、ウェアラブル装置 2 は、位置情報を取得する（ステップ S 3 3）。ステップ S 3 3 では、位置取得部 1 8 により GPS を利用してウェアラブル装置 2 の位置を検出し、或いは、ゲートウェイ装置 3 等が検出する位置の位置情報を取得する。

【 0 0 8 8 】

ウェアラブル装置 2 は、ステップ S 3 2 及び S 3 3 で取得した情報に基づきユーザー情報 1 4 d を生成し（ステップ S 3 4）、避難誘導サーバー 5 に送信する（ステップ S 3 5）。

【 0 0 8 9 】

避難誘導サーバー 5 は、ウェアラブル装置 2 が送信するユーザー情報を受信し（ステップ S 2 3）、受信したユーザー情報を解析することにより、ユーザー 7 に適した避難に関する情報を生成する誘導サービス情報生成処理を実行する（ステップ S 2 4）。その後、避難誘導サーバー 5 は、生成した誘導サービス情報をウェアラブル装置 2 に送信する（ステップ S 2 5）。

【 0 0 9 0 】

ウェアラブル装置 2 は、避難誘導サーバー 5 が送信する誘導サービス情報を受信して、記憶部 1 4 に誘導サービス情報 1 4 e として記憶する（ステップ S 3 6）。ウェアラブル装置 2 は、誘導サービス情報 1 4 e に基づき誘導サービス情報 1 4 e に含まれる情報を表示する（ステップ S 3 7）。

【 0 0 9 1 】

図 7 は、図 6 (B) のステップ S 2 4 で実行される誘導サービス情報生成処理を詳細に示すフローチャートである。

避難誘導サーバー 5 は、ユーザー情報 5 5 a に含まれる位置情報に基づき、避難経路 D B 5 5 c を参照し、避難先として使用可能な避難施設のうち避難先の候補を抽出する（ステップ S 4 1）。ここで、避難誘導サーバー 5 は、ユーザー情報 5 5 a に含まれる位置情報を UTM グリッド座標に変換してから、ステップ S 4 1 の処理を行ってもよい。

【 0 0 9 2 】

避難誘導サーバー 5 は、ユーザー情報 5 5 a に含まれる生体情報及び / 又は身体情報に基づいて、避難先に関する医療上の要件を抽出する（ステップ S 4 2）。

避難誘導サーバー 5 は、ステップ S 4 1 で抽出した避難先の候補から、ステップ S 4 2 で抽出した要件を満たす避難施設を抽出する（ステップ S 4 3）。ステップ S 4 3 では、複数の避難施設を抽出することができる。避難誘導サーバー 5 は、ステップ S 4 3 で抽出したそれぞれ避難施設への避難経路を特定する（ステップ S 4 4）。ステップ S 4 3 で複数の避難施設を抽出した場合や、ウェアラブル装置 2 の位置から 1 つの避難施設に向かう

10

20

30

40

50

複数の避難経路が存在する場合、ステップ S 4 4 では複数の避難経路が特定される。

【 0 0 9 3 】

避難誘導サーバー 5 は、ステップ S 4 4 で特定した避難経路について、ユーザー 7 が避難する場合の適切性をスコア化し、ユーザー 7 に案内する避難先及び避難経路を決定する（ステップ S 4 5）。避難経路の適切性は、例えば、ユーザー 7 が実際に避難する場合の負荷が、過剰な負荷でないようとする観点でスコア化される。具体的には、ユーザー情報に含まれる位置情報が示す位置から避難施設までの距離、ユーザー 7 が使用する交通手段、避難経路に含まれる道路の勾配の大きさ、長さ、段差の大きさ、段差の数、歩行者専用または自転車専用の通行帯の有無等がスコア化される。また、災害により通行不能となる可能性が高い道路や橋梁を含むか否かもスコア化される。災害により通行不能となる可能性が高い道路や橋梁等に関する情報は、行政機関により作成される災害ハザードマップ等に基づき事前に設定され、避難経路 D B 5 5 c に含まれる。また、避難経路に関する情報からスコアを求めるためのパラメーター、テーブル、演算式等は、避難経路 D B 5 5 c に含めてもよい。ステップ S 4 5 では、ステップ S 4 3 で特定されたそれぞれの避難経路について、ユーザー 7 に対する負荷の大小を示すスコアが求められる。避難誘導サーバー 5 は、求めたスコアに基づいて避難経路を決定する。例えば、最も負荷が軽いことを示すスコアが付された避難経路に決定することができる。なお、避難経路をスコア化する処理において、ウェアラブル装置 2 が送信した位置情報を、避難施設とについて、距離等の相対的位置に関する演算処理や判定を行う場合、位置情報を、UTM グリッド座標ではなく緯度と経度で表してもよい。10

その後、避難誘導サーバー 5 はステップ S 4 5 で決定した避難経路および避難先を案内する誘導サービス情報を生成し（ステップ S 4 6）、図 6（B）に戻る。20

【 0 0 9 4 】

このように、誘導サービス情報生成処理では、ユーザー 7 の身体情報を基づいて誘導場所を選択し、変更して、ユーザー 7 に適した誘導サービス情報を生成して提供できる。例えば、ユーザー 7 の血液型に応じて、誘導する場所を変更することができる。また、バイタル情報に基づき、即時に医療サービスを必要とする人であると判断されるユーザー 7 に対しては、医療スタッフが常駐している場所（例えば、病院）への移動、避難を案内する誘導サービス情報を生成して送信できる。一方、バイタル情報に基づき、医療サービスを必要とする状態ではないと判断されるユーザー 7 に対しては、一般的な避難所への移動、避難を案内する誘導サービス情報を生成して送信できる。このように、避難誘導サーバー 5 及び誘導システム 1 は、ユーザー 7 の状態に対し臨機応変な対応を行って適切な誘導を行うことができる。30

【 0 0 9 5 】

また、図 7 の誘導サービス情報生成処理で、避難誘導サーバー 5 は、ユーザー情報 5 5 a に基づいてユーザー 7 の健康、医療面における状態を検出し、ユーザー 7 の状態に好適な避難先および避難経路を決定する例を説明した。避難誘導サーバー 5 は、誘導サービス情報生成処理において、それぞれの避難施設の受け入れ状態を算出し、算出した受け入れ状態に基づき、誘導サービス情報が適切か否かを判定してもよい。適切でないと判定した場合、避難誘導サーバー 5 は、スコアに基づき他の避難先と避難経路とを案内する避難に関する情報を生成する構成としてもよい。例えば、避難誘導サーバー 5 が、それぞれの避難施設の被災状況を避難経路 D B 5 5 c に反映する処理を、隨時行ってもよい。また、避難誘導サーバー 5 が、それぞれの避難施設の受け入れ可能人数と、それぞれの避難施設を避難先として案内したユーザー 7 の人数とに適合するように、避難先を決定してもよい。この場合、被災地域において、避難施設の医療リソースの適正な配分を行うことができる。40

【 0 0 9 6 】

図 8 は、ウェアラブル装置 2 における避難に関する情報の表示例を示す図であり、図 8（A）は地図を表示する例を示し、図 8（B）は進行方向を表示する例を示す。

ウェアラブル装置 2 は、図 8（A）に示すように、避難誘導サーバー 5 から受信し記憶

50

する誘導サービス情報 14e に基づき、避難先の位置、及び、ウェアラブル装置 2 の現在位置から避難先までの避難経路を含む地図を、表示部 16 の表示画面に表示する。図 8 (A) の表示を行う場合、ウェアラブル装置 2 は、位置取得部 18 により現在位置を取得して、誘導サービス情報 14e に含まれる地図に現在位置を重ねて表示してもよい。

【0097】

また、図 8 (B) に示すように、ウェアラブル装置 2 は、避難経路に沿ってユーザー 7 が進むべき方向を示す矢印等の案内表示を行ってもよい。図 8 (B) の例では、ウェアラブル装置 2 の表示画面が比較的小さくても、避難施設への経路を適切に案内できるという利点がある。

図 8 (B) の表示を行う場合、ウェアラブル装置 2 は、位置取得部 18 により現在位置を取得し、取得した現在位置と誘導サービス情報 14e とに基づき案内表示を行う。また、動きセンサー 12b が備える地磁気センサーによりウェアラブル装置 2 の方向を検出して、案内表示を行ってもよい。10

【0098】

また、ウェアラブル装置 2 は、図 8 (A)、(B) に示すように、現在位置の UTM グリッド座標を表示することができる。例えば、避難誘導サーバー 5 が座標変換 DB55f に基づきウェアラブル装置 2 の位置を UTM グリッド座標に変換し、変換した UTM グリッド座標を誘導サービス情報に含めて送信すると、ウェアラブル装置 2 は、誘導サービス情報 14e に基づき UTM グリッド座標を表示できる。この場合、ウェアラブル装置 2 において座標を UTM グリッドに変換する処理を行う必要がない。ウェアラブル装置 2 の表示画面に UTM グリッド座標が表示されることで、例えば、ユーザー 7 が、ウェアラブル装置 2 の表示画面により自分の現在位置の UTM グリッド座標を知ることができる。従って、例えば、ユーザー 7 が電話により救助を求める場合に、現在位置を速やかに報せることができる。20

【0099】

なお、ウェアラブル装置 2 は、図 8 (A)、(B) に示すように避難経路を表示する場合に、制御部 11 が音声出力部 17 を制御して、UTM グリッド座標や避難経路を音声により案内しても良い。

【0100】

以上説明したように、本実施形態の誘導システム 1 は、ユーザー 7 が利用するウェアラブル装置 2、及び、ウェアラブル装置 2 と通信可能な避難誘導サーバー 5 を備える。ウェアラブル装置 2 は、ユーザー 7 の身体情報を取得するセンサー部 12 等の身体情報取得部と、ウェアラブル装置 2 の位置を示す位置情報を取得する位置取得部 18 とを備える。ウェアラブル装置 2 は、取得された身体情報と位置取得部 18 が取得した位置情報を含むユーザー情報を、近距離通信部 15 によって、ゲートウェイ装置 3 を介して避難誘導サーバー 5 に送信する。避難誘導サーバー 5 は、ウェアラブル装置 2 が送信するユーザー情報を受信する通信部 56 を備える。避難誘導サーバー 5 は、通信部 56 により受信するユーザー情報に基づき、制御部 50 の誘導サービス情報生成部 53 により、ウェアラブル装置 2 に対応する避難に関する誘導サービス情報を生成する。制御部 50 は、生成した誘導サービス情報を、通信部 56 によりウェアラブル装置 2 に送信する。3040

【0101】

避難誘導サーバー 5 は、ウェアラブル装置 2 から、ウェアラブル装置 2 の位置を示す位置情報、及び、ユーザー 7 の身体情報を含むユーザー情報を通信部 56 で受信する。避難誘導サーバー 5 は、通信部 56 により受信するユーザー情報を基づき、ウェアラブル装置 2 に対応する避難に関する誘導サービス情報を生成し、制御部 50 が生成する誘導サービス情報をウェアラブル装置 2 に送信する。

【0102】

上記実施形態の情報処理方法は、ウェアラブル装置 2 により、ユーザー 7 の身体情報を取得し、ウェアラブル装置 2 の位置を示す位置情報を取得し、身体情報と位置情報を含むユーザー情報を避難誘導サーバー 5 に送信する。そして、避難誘導サーバー 5 により、50

ウェアラブル装置 2 が送信するユーザー情報を受信し、ユーザー情報に基づき、ウェアラブル装置 2 に対応する避難に関する誘導サービス情報を生成し、誘導サービス情報をウェアラブル装置 2 に送信する。

【 0 1 0 3 】

誘導システム 1 及び誘導システム 1 の情報処理方法によれば、避難や救難が必要とされる場合に、ユーザー 7 のウェアラブル装置 2 に対して、ウェアラブル装置 2 の位置、及び、ユーザー 7 の身体情報を加味して生成される誘導サービス情報を送信できる。これにより、ユーザー 7 に対して適切な誘導サービス情報を提供でき、多数のユーザー 7 に対しても速やかに、効率よく支援できるという利点がある。

【 0 1 0 4 】

誘導システム 1 において、ウェアラブル装置 2 は、ウェアラブル装置 2 を装着するユーザー 7 の身体情報を取得するセンサー部 12 等の身体情報取得部と、ウェアラブル装置 2 の位置を示す位置情報を取得する位置取得部 18 とを備える。ウェアラブル装置 2 は、取得された身体情報と位置取得部 18 が取得した位置情報を含むユーザー情報を避難誘導サーバー 5 に送信する。ウェアラブル装置 2 は、送信したユーザー情報を対応して、避難誘導サーバー 5 から送信される誘導サービス情報を受信する。また、ウェアラブル装置 2 は、ユーザー 7 の身体に接触する接触センサー 12a を備え、接触センサー 12a がユーザー 7 の身体と接触した状態で利用可能に構成されてもよい。この場合、ユーザー 7 が装着していないウェアラブル装置 2 に対して誘導サービス情報を送信する必要がなくなり、誘導システム 1 全体の動作の効率向上を図ることができる。

【 0 1 0 5 】

また、ウェアラブル装置 2 は、接触センサー 12a を介して生体情報を検出し、検出した生体情報を身体情報として取得し、制御部 50 は、通信部 56 により受信するユーザー情報に含まれる身体情報に基づき誘導サービス情報を生成する。これにより、ユーザー 7 の生体情報がウェアラブル装置 2 から避難誘導サーバー 5 に送信され、生体情報に基づき誘導サービス情報が生成される。このため、ユーザー 7 の身体の状態を反映した誘導サービス情報を、ユーザー 7 に提供できる。また、ウェアラブル装置 2 のユーザー 7 の身体の状態に関する情報を、避難誘導サーバー 5 で収集することができ、例えば災害発生時における人的被害の規模や状況の把握に有用な情報を得ることができる。

【 0 1 0 6 】

また、避難誘導サーバー 5 は、ウェアラブル装置 2 を他のウェアラブル装置 2 に関連付けるファミリー端末情報 55d を有する。制御部 50 は、ウェアラブル装置 2 に対応する誘導サービス情報に、ファミリー端末情報 55d によりウェアラブル装置 2 に関連付けられる他のウェアラブル装置 2 に関する情報を含めることができる。具体的には、ステップ S25(図 6(B))でウェアラブル装置 2 に誘導サービス情報を送信する送信先のウェアラブル装置 2 に、ファミリー端末情報 55d で関連付けられた他のウェアラブル装置 2 に対し、情報を送信できる。この場合、ウェアラブル装置 2 のユーザー 7 に対して、関連付けられた他のウェアラブル装置 2 のユーザー 7 に関する情報を提供できる。

【 0 1 0 7 】

関連付けられたウェアラブル装置 2 に送信する情報は、ステップ S25 で送信する誘導サービス情報と同じ情報であってもよい。また、ステップ S25 で誘導サービス情報を送信した送信先のウェアラブル装置 2 やユーザー 7 に関する情報を、誘導サービス情報に附加した情報であってもよい。つまり、制御部 50 は、通信部 56 によりウェアラブル装置 2 から受信するユーザー情報を基づいて、他のウェアラブル装置 2 に対応する誘導サービス情報を生成してもよい。この場合、ウェアラブル装置 2 のユーザー 7 に対して、関連付けられた他のウェアラブル装置 2 のユーザー 7 の状況を反映した誘導サービス情報を提供できる。

【 0 1 0 8 】

また、避難誘導サーバー 5 は、ウェアラブル装置 2 に誘導サービス情報を送信する場合に、この誘導サービス情報を、予め指定される他の送信先に送信してもよい。具体的には

10

20

30

40

50

、ユーザー 7 が避難する避難先として決定した避難施設の避難施設端末 8 (図 1) に、誘導サービス情報を送信してもよい。この場合、避難施設においては避難する予定のユーザー 7 に関する情報を得ることができる。ここで、避難施設端末 8 に送信される誘導サービス情報に、ユーザー情報 55a のうち身体情報が含まれる場合、避難施設に対し、避難するユーザー 7 が必要とする医療サービスに関する情報を提供できる。従って、避難施設においてはユーザー 7 を受け入れる準備をより効率よく行うことができる。また、ユーザー 7 が到着すると見込まれる時刻にユーザー 7 が到着しない場合に、検索活動を開始する等の対応が可能となる。

【 0109 】

また、ウェアラブル装置 2 は、接触センサー 12a を介して生体情報を検出し、検出した生体情報を身体情報として取得することができる。これにより、ユーザー 7 の身体に接触して検出される生体情報がウェアラブル装置 2 から避難誘導サーバー 5 に送信され、身体情報に基づき誘導サービス情報が生成される。このため、ユーザー 7 の身体の状態を反映した誘導サービス情報を、ユーザー 7 に提供できる。また、ウェアラブル装置 2 を避難誘導サーバー 5 と組み合わせて誘導システム 1 を構成した場合、ウェアラブル装置 2 のユーザー 7 の身体の状態に関する情報を収集でき、例えば災害発生時における人的被害の規模や状況の把握に有用な情報を得られる。

【 0110 】

また、ウェアラブル装置 2 は、ユーザー 7 の身体に関する身体情報 14c を記憶する記憶部 14 を備え、身体情報 14c をもとに身体情報を取得することができる。この場合、ユーザー 7 の身体に関する情報を反映した誘導サービス情報を、ユーザー 7 に提供できる。例えば、身体特徴情報が、医療に関する情報を含む場合、個々のユーザー 7 の医療に関するニーズに適した誘導サービス情報を、ユーザー 7 に提供できる。また、ウェアラブル装置 2 は、位置取得部 18 によって検出した、ウェアラブル装置 2 の最新の位置を示す位置情報を避難誘導サーバー 5 に送信できるので、より適切な誘導サービス情報を、ユーザー 7 に提供できる。

【 0111 】

また、制御部 50 は、避難誘導サーバー 5 用に定められた形態の位置情報、例えば UTM グリッド座標を含む誘導サービス情報を生成し、ウェアラブル装置 2 に送信する。これにより、ウェアラブル装置 2 が送信する位置情報に基づいて生成する誘導サービス情報に、避難誘導サーバー 5 用の形態の位置情報を含ませてウェアラブル装置 2 に送信できる。このため、避難誘導サーバー 5 とウェアラブル装置 2 の両方で、ウェアラブル装置 2 が送信する位置情報とは異なる形態の位置情報を、ユーザー 7 の避難に関する情報提供に利用できる。従って、ウェアラブル装置 2 が検出する位置情報の仕様の制約を受けることなく、避難に関する情報提供に適した位置情報を使用できる。

【 0112 】

また、ウェアラブル装置 2 は、誘導サービス情報に基づき、表示部 16 の表示画面に、避難先や避難経路に関する表示を行うことができる。ここで、ウェアラブル装置 2 は、避難誘導サーバー 5 用に定められた形態の位置情報、例えば UTM グリッド座標を表示できる。このため、ウェアラブル装置 2 が送信する位置情報とは異なる形態の位置情報を、ユーザー 7 の避難に関する情報提供に利用できる。従って、ウェアラブル装置 2 が検出する位置情報の仕様の制約を受けることなく、避難に関する情報提供に適した位置情報を使用できる。

【 0113 】

ウェアラブル装置 2 は、電力を発生する発電部 19 、及び、発電部で発生する電力を少なくとも近距離通信部 15 に供給する電源部 20 を備える。このため、ウェアラブル装置 2 が電力不足により停止する事態を回避し、災害時等におけるウェアラブル装置 2 の可用性を高めることができる。

【 0114 】

また、ウェアラブル装置 2 は、動きを検出する動きセンサー 12b を備え、動きセンサ

10

20

30

40

50

- 12 b の検出結果を含むユーザー情報を避難誘導サーバー 5 に送信できる。これにより、ウェアラブル装置 2 を所持するユーザー 7 に関する状態を、ウェアラブル装置 2 の動きに基づき間接的に検出することができ、このユーザー 7 の状態を反映した誘導サービス情報を、ユーザー 7 に提供できる。

【 0 1 1 5 】

[第 2 実施形態]

図 9 は、本発明を適用した第 2 実施形態における誘導システム 1 の動作を示すフローチャートであり、図 9 (A) はウェアラブル装置 2 の動作を示し、図 9 (B) は避難誘導サーバー 5 の動作を示す。

【 0 1 1 6 】

第 2 実施形態における誘導システム 1 の構成は、上記第 1 実施形態と共通であるため、誘導システム 1 の構成に関して図示及び説明を省略する。

第 1 実施形態では、避難誘導サーバー 5 がウェアラブル装置 2 に対しポーリングを行うことにより、ウェアラブル装置 2 がユーザー情報を避難誘導サーバー 5 に送信する構成を説明した。第 2 実施形態では、ウェアラブル装置 2 が動きセンサー 12 b の検出値に基づいて、避難誘導サーバー 5 にユーザー情報を送信する構成を示す。

【 0 1 1 7 】

ウェアラブル装置 2 は、動きセンサー 12 b による検出を実行し、検出値を随時、センサー検出口格 14 b (図 2 (A)) に追記する。ウェアラブル装置 2 は、センサー検出口格 14 b の解析を実行し (ステップ S 5 1) 、センサー検出口格 14 b の検出値または検出値の変化が、予め設定された通報条件に該当するか否かを判定する (ステップ S 5 2) 。

【 0 1 1 8 】

通報条件は、動きセンサー 12 b の検出値、または検出値の変化について、ユーザー 7 が避難を求める状況に直面したと推定される条件であり、例えば、記憶部 14 に予め記憶される。例えば、ユーザー 7 が地震、豪雨、土砂災害、火山災害等の天災、交通事故等の事故に遭遇した場合、動きセンサー 12 b は災害や事故の影響によりウェアラブル装置 2 が動くことによる加速度や角速度を検出する。従って、動きセンサー 12 b の検出値または検出値の変化が、通報条件に該当するか否かに基づき、ユーザー 7 が避難を必要とするか否かを判定できる。

【 0 1 1 9 】

通報条件に該当しないと判定した場合 (ステップ S 5 2 ; N o) 、ウェアラブル装置 2 はステップ S 5 1 に戻って、センサー検出口格 14 b の解析を、所定時間毎に実行する。また、通報条件に該当すると判定した場合 (ステップ S 5 2 ; Y e s) 、ウェアラブル装置 2 は、ステップ S 3 2 に移行する。ステップ S 3 2 ~ S 3 7 及びステップ S 2 3 ~ S 2 5 の動作は、図 6 及び図 7 を参照して説明した動作と同様である。

【 0 1 2 0 】

第 2 実施形態によれば、避難誘導サーバー 5 がポーリングを行わない場合であっても、ウェアラブル装置 2 の状況に対応して、ユーザー 7 が避難誘導サーバー 5 から誘導サービス情報の提供を受けることができる。このため、限局した災害や事故が発生した場合等に、ユーザー 7 が避難に関する支援を受けることができる。

【 0 1 2 1 】

また、ウェアラブル装置 2 は、入力部 13 に対する入力操作が避難を求める操作である場合に、動きセンサー 12 b の検出値または検出値の変化が通報条件に該当する場合 (ステップ S 5 2 ; Y e s) と同様の動作を行ってもよい。この場合、ユーザー 7 の操作により避難を求め、避難誘導サーバー 5 から、誘導サービス情報の提供を受けることができる。

【 0 1 2 2 】

なお、上述した各実施形態は、本発明の好適な実施形態を示すものであり、本発明を限定するものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々の変形実施が可能で

10

20

30

40

50

ある。例えば、上記各実施形態では、避難誘導サーバー 5 がウェアラブル装置 2 に提供する誘導サービス情報の具体的な様子は任意であり、地図情報を含んでもよい。また、ウェアラブル装置 2 が記憶部 14 に地図情報を記憶し、この地図情報に基づき表示部 16 により地図を表示する構成としてもよい。この場合、避難誘導サーバー 5 が送信する誘導サービス情報に地図情報を含める必要がなく、送受信されるデータ量を抑制できるという利点がある。また、誘導サービス情報に含まれる避難先の情報は、避難先に予め割り当てられたコードとすることも可能であり、この場合、ウェアラブル装置 2 が、避難先のコードと、避難先の住所や連絡先に関する情報を対応付けて、事前に記憶すればよい。また、例えば、上記各実施形態では、位置情報として、ウェアラブル装置 2 またはゲートウェイ装置 3 が GPS により位置を検出する構成とした。本発明はこれに限定されず、例えば、Wi-Fi (登録商標) による無線通信を行い、周辺の Wi-Fi 基地局との相対位置関係を求ることにより、ウェアラブル装置 2 またはゲートウェイ装置 3 の位置を検出してもよい。10

また、例えば、ウェアラブル装置 2 は、ユーザー 7 の手首に装着可能な腕時計型に限らず、避難誘導サーバー 5 またはゲートウェイ装置 3 との通信が可能であり、画像を表示し、或いは画像をユーザーに視認させることができること可能な構成であればよい。具体的には、メガネ型、指輪型、又は衣服型などの様子とすることができます。

【 0 1 2 3 】

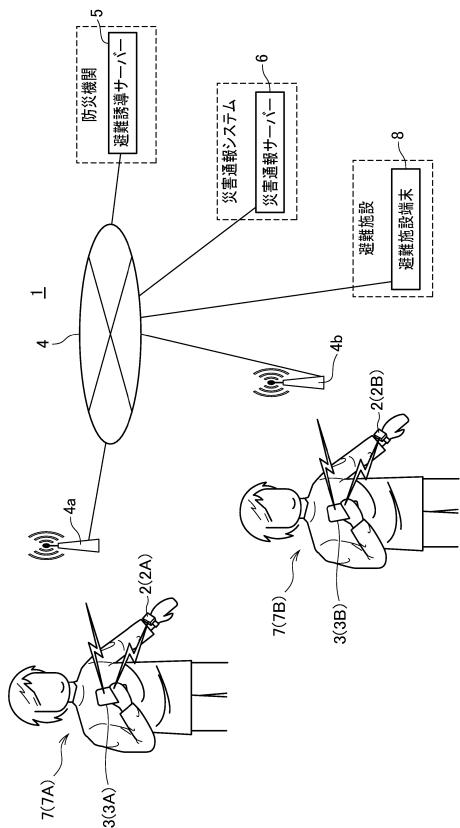
また、図 2 (A)、(B) 及び図 3 に示したウェアラブル装置 2、ゲートウェイ装置 3、及び避難誘導サーバー 5 の各装置の機能ブロックは、ハードウェアとソフトウェアとの協働により実現される機能的構成を示し、誘導システム 1 を構成する各装置の具体的な実装形態は、上記のブロック図に制限されない。従って、機能ブロック図における各機能部に個別に対応するハードウェアが実装される必要はなく、一つのプロセッサーがプログラムを実行することで複数の機能部の機能を実現する構成とすることも勿論可能である。また、上記実施形態においてソフトウェアで実現されている機能の一部をハードウェアで実現してもよく、あるいは、ハードウェアで実現されている機能の一部をソフトウェアで実現してもよい。その他、誘導システム 1 の他の各部の具体的な細部構成についても、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で任意に変更可能である。20

【 符号の説明 】

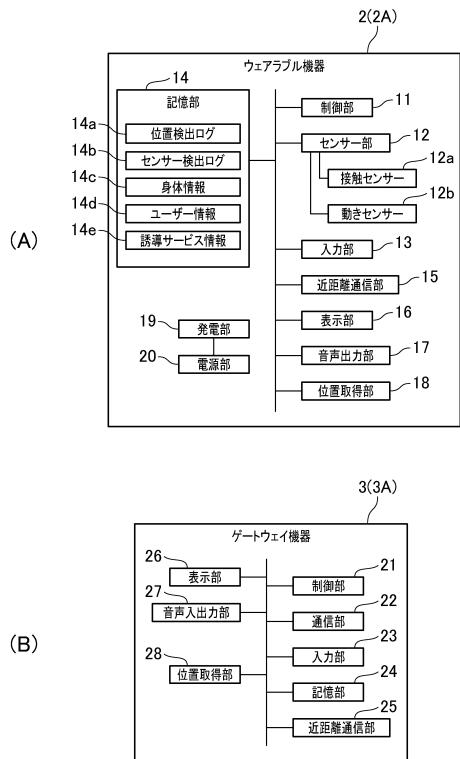
【 0 1 2 4 】

1 ... 誘導システム (情報処理システム)、2、2 A、2 B ... ウェアラブル装置 (端末装置)、3、3 A、3 B ... ゲートウェイ装置、4 ... 通信ネットワーク、5 ... 避難誘導サーバー (情報処理装置)、6 ... 災害通報サーバー、7、7 A、7 B ... ユーザー、8 ... 避難施設端末、1 1 ... 制御部、1 2 ... センサー部 (身体情報取得部)、1 2 a ... 接触センサー (身体接触部)、1 2 b ... 動きセンサー (動き検出部)、1 3 ... 入力部、1 4 ... 記憶部 (端末記憶部)、1 4 a ... 位置検出口グ、1 4 b ... センサー検出口グ、1 4 c ... 身体情報 (身体特徴情報)、1 4 d ... ユーザー情報、1 4 e ... 誘導サービス情報、1 5 ... 近距離通信部 (ユーザー情報送信部、誘導サービス情報受信部)、1 6 ... 表示部 (端末表示部)、1 7 ... 音声出力部、1 8 ... 位置取得部 (位置情報取得部)、1 9 ... 発電部、2 0 ... 電源部 (電力供給部)、2 1 ... 制御部、2 2 ... 通信部、2 5 ... 近距離通信部、5 0 ... 制御部、5 1 ... 送受信制御部、5 2 ... ユーザー情報解析部、5 3 ... 誘導サービス情報生成部、5 5 ... 記憶部、5 5 a ... ユーザー情報、5 5 b ... ユーザー DB、5 5 c ... 避難経路 DB、5 5 d ... ファミリー端末情報 (端末装置関連情報)、5 5 e ... 誘導サービス情報、5 5 f ... 座標変換 DB、5 6 ... 通信部 (ユーザー情報受信部、誘導サービス情報送信部)。3040

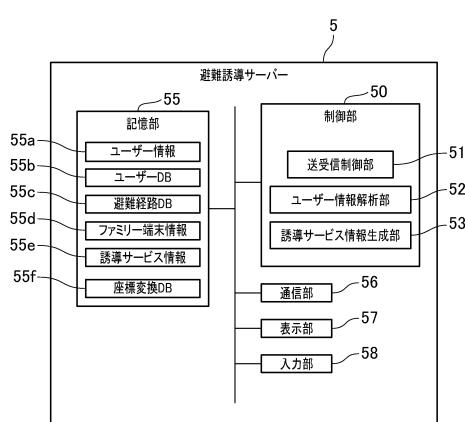
【図1】



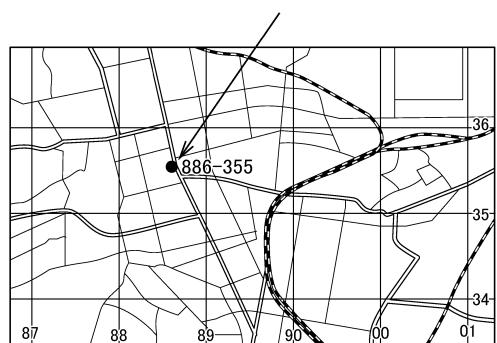
【図2】



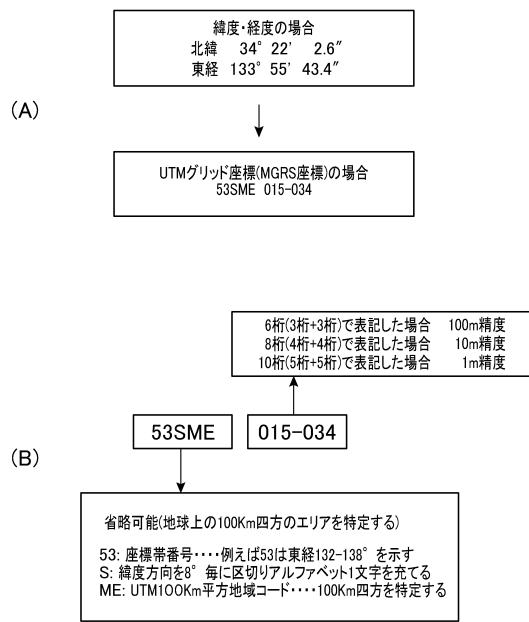
【図3】



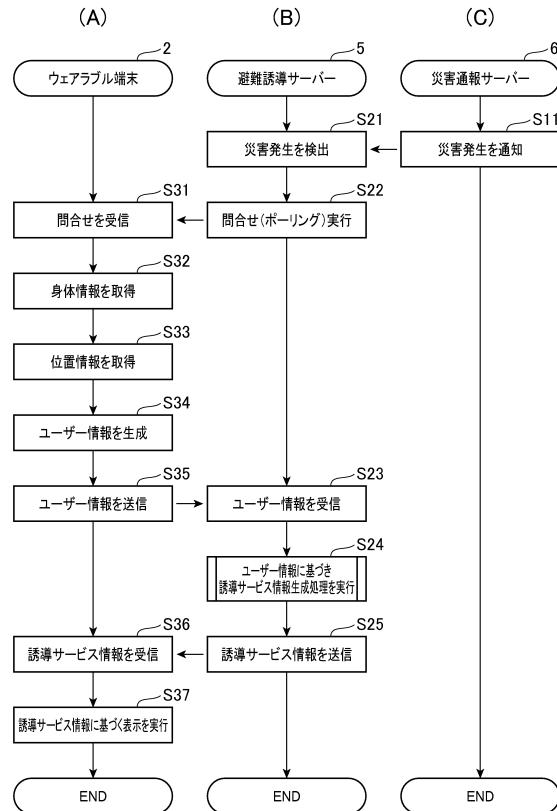
【図4】



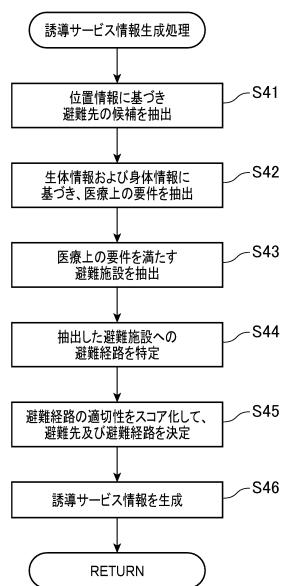
【図5】



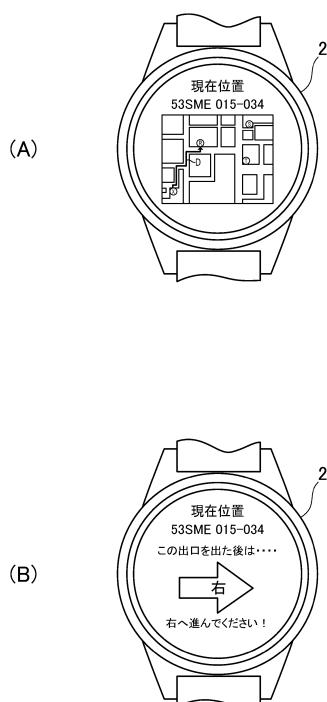
【図6】



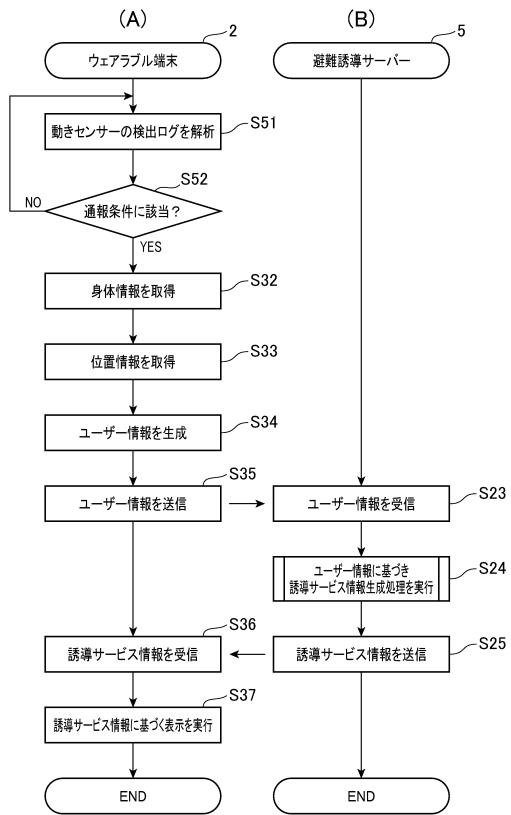
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I
H 04M 11/00 (2006.01) H 04M 11/00 302

(72)発明者 細見 浩昭
長野県諏訪市大和3丁目3番5号 セイコーエプソン株式会社内

審査官 大橋 達也

(56)参考文献 特開2008-027208 (JP, A)
特開2009-193315 (JP, A)
特開2015-014984 (JP, A)
特開2003-122857 (JP, A)
K i w i - Wコンソーシアム, カーナビゲーションシステム - 公開型データ構造K I W Iとその利用方法-, 共立出版株式会社, 2003年 2月25日, 初版, p.96-97

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 08 B 27 / 00
G 08 B 25 / 00
A 61 B 5 / 00
G 01 C 21 / 00
H 04 M 11 / 00